

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 電気事業

#### 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 15年度の総費用に占 める職員給与費比率
16年度	2,050,141千円	250,578千円	619,963千円	30.2%	27.8%

##### イ 予算

区分	職員数 A	給 与 費			一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当 計 B	
16年度	72	280,830千円	98,357千円	118,936千円 498,123千円	6918千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 給与費は当初予算に計上された額です。

##### ウ 一般職の給与削減の状況

###### (1) 給料及び期末・勤勉手当の減額

現在、職員の給与の特例に関する条例により、職員の給料及び期末・勤勉手当を平均3%削減しています

区 分	削 減 率
管理職手当受給者	4 ~ 6 %
上記以外の職員	2 . 8 %

###### (2) 管理職手当の減額

一律15%の減額

#### 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成17年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
岡 山 県	38.6 歳	312,973 円	441,189 円
一般行政職員	41.7 歳	337,781 円	449,740 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

## 職員の手当の状況

### ア 期末手当・勤勉手当

岡 山 県		一 般 行 政 職	
1人当たり平均支給額(16年度)		1人当たり平均支給額(16年度)	
1,539 千円		1,797 千円	
(17年度支給割合)		(17年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%	・役職加算	5～20%
・管理職職加算	10～25%	・管理職職加算	10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

### イ 退職手当(平成17年4月1日現在)

岡 山 県			一 般 行 政 職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.0 月分	27.3 月分	勤続20年	21.0 月分	27.3 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		
1人当たり平均支給額 38,505 千円			1人当たり平均支給額 3,700 千円 28,144 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

### ウ 調整手当(平成17年4月1日現在)

支給実績(16年度決算)		3,537 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		131,019 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
岡山市	3 %	27 人	3 %

### エ 特殊勤務手当(平成17年4月1日現在)

支給実績(16年度決算)		11,738 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		158,628 円	
手当の種類(手当数)		11	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
機械操作に従事する職員の特種勤務手当	発電所に勤務する職員のうち機械操作に従事する職員	機械操作の業務に従事	月額 6,300 円(平成17年度で廃止)

用地取得等折衝業務に従事する職員の特殊勤務手当	用地取得等折衝業務に従事する職員	土地、権利土地に定着する物件又は土地に属する土石、砂れきの取得若しくは使用又は工事に伴う損失補償のための折衝業務に従事	日額 650円
		"（当該業務が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に行われた場合）	日額 975円
特殊現場作業に従事する職員の特殊勤務手当	特殊現場作業に従事する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督、調査、検査等の作業	日額 220円
		"（当該作業が地上又は水面上20メートル以上の足場の不安定な箇所で行われた場合）	日額 320円
		橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事において、水面下4メートル以上の深所で行う監督、調査、検査等の作業	日額 220円
		トンネルの坑内で行う工事の監督、調査、検査等の作業	日額 560円
		交通がしゃ断されていない道路において行う埋設管路の維持補修	日額 300円
夜間特殊業務従事職員の特殊勤務手当		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜に行われる業務に従事 1 勤務時間が深夜の全部を含む勤務	1回 1,220円
		" 2 勤務時間が深夜の一部を含む勤務	1回 810円 (2時間未満 510円)
夜間配電盤等監視業務従事職員の特殊勤務手当		1人勤務を常態とする配電盤等監視業務に従事する職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜に行われる場合 1 勤務時間が深夜の全部を含む勤務	1回 1,400円
		" 2 勤務時間が深夜の一部を含む勤務	1回 920円 (2時間未満 580円)
スクリーン清掃作業従事職員の特殊勤務手当	発電所に勤務する職員	スクリーン清掃作業に従事	日額 290円

災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当		豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生する恐れがある道路及びその周辺又は河川の堤防において行う事業用施設の巡回監視の作業	日額 480円
		"（作業が午後6時から翌日の午前6時までに行われた場合）	日額 720円
		被災施設等における重大な災害の発生した箇所又は発生する恐れのある箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の作業	日額 730円
		"（作業が午後6時から翌日の午前6時までに行われた場合）	日額 1,095円
公営企業の業務に従事する職員の特殊勤務手当		公営企業の業務に従事したとき	事業所に勤務する職員 月額 8,700円 （平成17年度で廃止）
			上記に掲げる職員以外の職員 月額 4,800円（平成17年度で廃止）
整備管理者である職員の特殊勤務手当	技術員（運転）の業務に従事する職員	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第50条第1項に規定する整備管理者であるとき	月額 5,200円

#### オ 時間外勤務手当

支給実績(16年度決算)	21,241 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	317 千円
支給実績(15年度決算)	21,237 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(15年度決算)	299 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（平成17年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (16年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (16年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額 13,500円 ・配偶者以外の扶養親族 2人目まで 月額 6,000円 ・扶養親族でない配偶者 を有する場合 扶養親族のうち1人 月額 6,500円 ・職員に配偶者がいない場 合 扶養親族のうち1人 月額 11,000円 ・その他の扶養親族 月額 5,000円 扶養親族である子のう ちに満15歳に達する日以 後の最初の4月1日以降 にある子がいる場合には 5,000円加算	同じ		12,620 千円	280,444 円
住居手当	自ら居住するための住宅 を借り受け、一定額 (12,000円)を超える家賃 を支払っている職員又は 自宅に居住する世帯主 である職員等に支給 ・借家・借間 家賃額に応 じ支給 最高限度額 月額 27,000円 ・自宅 月額 3,000円	同じ		4,002 千円	117,705 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等 を利用してその運賃等を 負担することを常例とする 職員、自動車等を使用す ることを常例とする職員及 びこれらを併用することを 常例とする職員に支給 ・交通機関利用者 運賃 負担額に応じ支給 最高支給限度額 55,000円 + (運賃相当額 - 55,000 円) / 2 ・交通用具(自動車等)使 用者 使用距離に応じ支給 最高支給限度額 月額 53,800円	同じ		25,359 千円	357,169 円

単身赴任手当	公署を異にする異動等に に伴い転居し、やむを得ない 事情により配偶者と別 居し、単身で生活すること を常況とする職員に支給 月額 23,000円～68,000 円	同じ		千円	円
特地勤務手当	加茂発電所のえん堤に 勤務する職員に対して支 給・支給割合 8/100	同じ		1,349 千円	337,250 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた 職員が勤務した場合に支 給 ・一般の宿日直 4,200円	同じ		2,567 千円	285,222 円
管理職員特別勤務手当	管理職の職員が、臨時又 は緊急の必要等により、 週休日又は休日等に勤 務した場合に支給 1回 4,000円～12,000円	同じ		47 千円	9,400 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、 午後10時から翌日の午前 5時まで勤務した職員 に支給 支給割合 25 / 100	同じ		4,543 千円	181,720 円
休日勤務手当	休日等における正規の勤 務時間中に勤務すること を命ぜられた職員に支給 支給割合 135 / 100	同じ		7,149 千円	324,954 円
管理職手当	管理又は監督の地位に ある職員に支給 主な役職 支給割合 局長 25 / 100 参与 20 / 100 課長 18 / 100 参事・所長 13 / 100	同じ		5,476 千円	782,285 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌 年3月までの各月の初 日)に寒冷地等に在勤す る職員に支給 ・世帯主である職員 扶養親族あり 月額 17,800円 その他 月額 10,200円 ・世帯主以外の職員 月額 7,360円	同じ		532 千円	29,555 円

## (2)工業用水道事業

### 職員給与費の状況

#### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 15年度の総費用に占 める職員給与費比率
16年度	3,110,194千円	521,802千円	666,464千円	21.4%	17.9%

#### イ 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
16年度	64	269,790千円	76,895千円	113,841千円	460,526千円	7,195千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 給与費は当初予算に計上された額です。

#### ウ 一般職の給与削減の状況

##### (1)給料及び期末・勤勉手当の減額

現在、職員の給与の特例に関する条例により、職員の給料及び期末・勤勉手当を平均3%削減しています。

区 分	削 減 率
管理職手当受給者	4 ~ 6 %
上記以外の職員	2 . 8 %

##### (2)管理職手当の減額

一律15%の減額

#### 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成17年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
岡 山 県	43.2 歳	349,796 円	494,626 円
一般行政職員	41.7 歳	337,781 円	449,740 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

## 職員の手当の状況

### ア 期末手当・勤勉手当

岡 山 県		一 般 行 政 職	
1人当たり平均支給額(16年度)		1人当たり平均支給額(16年度)	
1,738 千円		1,797 千円	
(17年度支給割合)		(17年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%	・役職加算	5～20%
・管理職職加算	10～25%	・管理職職加算	10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

### イ 退職手当(平成17年4月1日現在)

岡 山 県			一 般 行 政 職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.0 月分	27.3 月分	勤続20年	21.0 月分	27.3 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		
1人当たり平均支給額 45,822 千円			1人当たり平均支給額 3,700 千円 28,144 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

### ウ 調整手当(平成17年4月1日現在)

支給実績(16年度決算)		2,510 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		156,875 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
岡山市	3 %	27 人	3 %

### エ 特殊勤務手当(平成17年4月1日現在)

支給実績(16年度決算)		9,187 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		150,615 円	
手当の種類(手当数)		11	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
機械操作に従事する職員の特殊勤務手当	工業用水道事務所に勤務する職員のうち機械操作に従事する職員	機械操作の業務に従事	月額 6,300 円(平成17年度で廃止)

用地取得等折衝業務に従事する職員の特殊勤務手当	用地取得等折衝業務に従事する職員	土地、権利土地に定着する物件又は土地に属する土石、砂れきの取得若しくは使用又は工事に伴う損失補償のための折衝業務に従事	日額 650円
		"（当該業務が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に行われた場合）	日額 975円
特殊現場作業に従事する職員の特殊勤務手当	特殊現場作業に従事する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督、調査、検査等の作業	日額 220円
		"（当該作業が地上又は水面上20メートル以上の足場の不安定な箇所で行われた場合）	日額 320円
		橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事において、水面下4メートル以上の深所で行う監督、調査、検査等の作業	日額 220円
		トンネルの坑内で行う工事の監督、調査、検査等の作業	日額 560円
		交通がしゃ断されていない道路において行う埋設管路の維持補修	日額 300円
夜間特殊業務従事職員の特殊勤務手当		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜に行われる業務に従事 1 勤務時間が深夜の全部を含む勤務	1回 1,220円
		" 2 勤務時間が深夜の一部を含む勤務	1回 810円 (2時間未満 510円)
夜間配電盤等監視業務従事職員の特殊勤務手当		1人勤務を常態とする配電盤等監視業務に従事する職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜に行われる場合 1 勤務時間が深夜の全部を含む勤務	1回 1,400円

		" 2 勤務時間が深夜の一部を含む勤務	1回 920円 (2時間未満 580円)
有害物取扱作業等従事職員の特殊勤務手当	工業用水道事務所に勤務する職員	メタノール、ホルムアルデヒド、フェノール、発煙硫酸、濃硫酸、N-ヘキサン、メチル・イソブチル・ケトン、アジ化ナトリウム及び水酸化ナトリウムの取扱作業に従事	日額 290円
汚泥処理作業従事職員の特殊勤務手当	工業用水道事務所に勤務する職員	汚泥処理作業に従事	日額 230円
スクリーン清掃作業従事職員の特殊勤務手当	工業用水道事務所に勤務する職員	スクリーン清掃作業に従事	日額 290円
災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当		豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生する恐れがある道路及びその周辺又は河川の堤防において行う事業用施設の巡回監視の作業	日額 480円
		" (作業が午後6時から翌日の午前6時までに行われた場合)	日額 720円
		被災施設等における重大な災害の発生した箇所又は発生する恐れのある箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の作業	日額 730円
		" (作業が午後6時から翌日の午前6時までに行われた場合)	日額 1,095円
公営企業の業務に従事する職員の特殊勤務手当		公営企業の業務に従事したとき	事業所に勤務する職員 月額 8,700円 (平成17年度で廃止)
			上記に掲げる職員以外の職員 月額 4,800円(平成17年度で廃止)
整備管理者である職員の特殊勤務手当	技術員(運転)の業務に従事する職員	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第50条第1項に規定する整備管理者であるとき	月額 5,200円

オ 時間外勤務手当

支給実績(16年度決算)	14,625 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	298,475 千円
支給実績(15年度決算)	16,517 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(15年度決算)	246,535 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(平成17年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (16年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (16年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額 13,500円 ・配偶者以外の扶養親族 2人目まで 月額 6,000円 ・扶養親族でない配偶者 を有する場合 扶養親族のうち1人 月額 6,500円 ・職員に配偶者がいない場 合 扶養親族のうち1人 月額 11,000円 ・その他の扶養親族 月額 5,000円 扶養親族である子のう ちに満15歳に達する日以 後の最初の4月1日以降 にある子がいる場合には 5,000円加算	同じ		10,241 千円	249,780 円
住居手当	自ら居住するための住宅 を借り受け、一定額 (12,000円)を超える家賃 を支払っている職員又は 自宅に居住する世帯主 である職員等に支給 ・借家・借間 家賃額に応 じ支給 最高限度額 月額 27,000円 ・自宅 月額 3,000円	同じ		2,504 千円	75,878 円

通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員及びこれらを併用することを常例とする職員に支給 ・交通機関利用者 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 55,000円 + (運賃相当額 - 55,000円) / 2 ・交通用具(自動車等)使用者 使用距離に応じ支給 最高支給限度額 月額 53,800円	同じ		13,262 千円	224,779 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 月額 23,000円 ~ 68,000円	同じ		千円	円
特地勤務手当	加茂発電所のえん堤に勤務する職員に対して支給 ・支給割合 8/100	同じ		千円	円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ・一般の宿日直 4,200円	同じ		千円	円
管理職員特別勤務手当	管理職の職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 1回 4,000円 ~ 12,000円	同じ		53 千円	10,600 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までに勤務した職員に支給 支給割合 25 / 100	同じ		3,739 千円	249,266 円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 支給割合 135 / 100	同じ		5,781 千円	385,400 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 主な役職 支給割合 局長 25 / 100 参与 20 / 100 課長 18 / 100 参事・所長 13 / 100	同じ		7,866 千円	782,285 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)に寒冷地等に在勤する職員に支給 ・世帯主である職員 扶養親族あり 月額 17,800円 その他 月額 10,200円 ・世帯主以外の職員 月額 7,360円	同じ		千円	円